

平成 27 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉制度をめぐる動向

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、複合的な福祉課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が全国において開始された。本会の調査では、必須事業である自立相談支援事業は全国 1,136 の支援の圏域で実施され、このうち、行政直営で事業を実施しているところが 483 か所 (42.5%)、民間団体への委託による実施が 653 か所 (57.5%) となった。また、民間委託のうち、社協が事業を受託している圏域は 525 か所となり、民間委託の約 8 割、全圏域の半数近くを占める結果となった。

また、任意事業の実施状況については、就労準備支援事業の実施圏域が全国 313 か所、このうち社協への委託が 60 か所 (19.2%)、家計相談支援事業の実施圏域は全国 263 か所、うち社協 153 か所 (58.2%)、就労訓練の実施圏域は全国 40 か所、うち社協 1 か所 (2.5%) となった。

社会福祉法人制度改革については、平成 27 年 2 月にとりまとめられた「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」を踏まえ、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定され、第 189 回通常国会に提出された。同法案は、衆議院において可決されたものの、参議院で審議に至らず継続審議となり、その後、第 190 回通常国会において平成 28 年 3 月 31 日、可決・成立した。

障害者総合支援法の見直しについては、社会保障審議会障害者部会において、地域生活を支援する定期巡回型の自立生活援助サービス、就労定着支援サービスの創設、重度障害者に対応するグループホームの充実や介護保険サービス利用における利用者負担の軽減などを盛り込んだ「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」と題する報告書を平成 27 年 12 月にとりまとめた。これを踏まえて、平成 28 年 3 月に「障害者総合支援法等改正案」が第 190 回通常国会に提出された。

東日本大震災被災地等の状況

復興庁「復興の現状」（平成 28 年 3 月 4 日）によれば、平成 28 年 2 月現在の全国の避難者数は約 17 万人、仮設住宅への入居者数は同 1 月現在で約 6 万 1,000 人（2 万 9,410 戸）と、依然として多くの人びとが避難生活を送っている。

避難の長期化により、避難者の体と心の健康が重要となっており、仮設住宅での心身のケア、恒久住宅移転後のコミュニティ形成、被災者の生きがいくりの支援などが今後の課題となっている。

こうした避難生活から脱却するために住宅の再建が急務となっているが、復興住宅等の設置など復興状況には格差が生じており、生活支援相談員の配置の継続などを中心に、被災地支援や状況把握を継続することが必要となっている。

また、台風 18 号の影響により記録的な大雨被害が発生した「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害」では、関東北部を中心に広い範囲に大きな被害をもたらした（死者 8 名）。とくに鬼怒川など 19 河川で堤防が決壊、61 河川で氾濫等の被害が発生し、浸水など住宅への被害は甚大なものとなった。

宮城県、栃木県、茨城県の被災地では災害ボランティアセンターが設置され、当該県社協、ブロック幹事県社協のほか、支援団体や関係機関との連携により、ボランティア活動の円滑な実施のための必要な支援を行った。

【重点事業の実施状況】

I. 生活困窮者自立支援事業等への対応を通じた地域福祉推進基盤の拡充

1. 生活困窮者自立支援事業への対応と総合相談・生活支援システムの確立

- 複合的な福祉課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が全国において開始され、自立相談支援事業は社協が全圏域の半数近くとなる 525 か所において受託するなど、多くの地域において社協を中心とした取り組みが進められた。また、任意事業では、就労準備支援事業で 60 か所（実施圏域の 19.2%）、家計相談支援事業で 153 か所（同 58.2%）、就労訓練は 1 か所（同 2.5%）となった。
- 社協活動全国会議において、生活困窮者自立支援事業の推進を通じた地域における総合相談・生活支援体制の構築についての実践発表や討議を行い、取り組みの必要性について理解を深めた。
- 生活困窮者自立支援事業について、自立相談支援事業を中心に社協が事業の担い手として制度を推進している実態を把握するとともに、その成果・効果等についてセミナーや会議等で共有した。一方で、困難事例への対応や出口支援の未整備など、支援の充実に向けた今後の課題も明らかとなった。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の従事者養成研修を国から受託して実施した。本研修の受講が事業に携わる職員の必須要件（経過措置有）であるため、修了者 1,038 名に対して修了証書を発行した。

【研修実施状況】

研修会名	修了者数
自立相談支援事業	692 名
主任相談支援員養成研修	241 名
相談支援員養成研修	234 名
就労支援員養成研修	217 名
就労準備支援事業従事者養成研修	119 名
家計相談支援事業従事者養成研修	227 名

2. 生活福祉資金貸付制度、運用の改善

(1) 生活困窮者自立支援制度とも連携した貸付事業の推進

- 総合支援資金、緊急小口資金貸付時の自立相談支援事業利用の原則要件化等、制度改正の内容、および新制度との連携について、「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル」の提供をはじめ、各種会議、研修会等での説明などを通じ、全国への周知を進めるとともに、個別の課題について厚生労働省との調整を図った。
- 社協での家計相談支援事業実施の参考資料として、制度の概要や実施にあたっての留意点等をまとめた「家計相談支援事業に取り組むために（第1版）」を配付する等、円滑な実施に向けた情報提供を行った。また、「家計相談事業に関する連絡会議」を開催（3月）、具体的な事業実施上の課題の共有を図った。
- 社協における家計相談支援の実施状況は、全国153社協（実施263圏域中の約6割で受託実施）であった。

<参考>総合支援資金等の貸付状況（平成27年4月～平成28年2月【速報値】）

※（ ）内は前年同期間比

・総合支援資金	貸付件数 1,905 件(941 件減)	貸付金額 6 億 5,913 万円(3 億 9,704 万円減)
・教育支援資金	貸付件数 11,776 件(618 件増)	貸付金額 76 億 9,441 万円(2,803 万円減)
・緊急小口資金	貸付件数 7,840 件(41 件増)	貸付金額 5 億 8,092 万円(241 万円増)

(2) 社協における生活福祉資金事業の運営管理体制の充実支援

- 生活福祉資金貸付事務費については、都道府県社協分は生活困窮者自立支援制度の「その他事業」の枠内で、また市区町村社協分は貸付原資の取崩しにより、それぞれ一定額を確保した。
- 都道府県社協における債権管理・償還指導の推進については、とくに総合支援資金の償還率低下が続いているなか、償還滞納者を自立相談支援、家計相談支援の両事業につなぐことで自立支援を強化し、もって償還率の向上にもつなげるべく、各種会議、研修会での説明、また資料提供等を通じて都道府県社協に働きかけた。
- 生活困窮者自立支援制度施行に伴う資金制度の見直しに対応し、自立相談支援事業をはじめとする新制度に基づく支援の利用状況を適切に記録、集計するためのプログ

ラム改修を進め、段階的に都道府県社協に納品した。また、全社協に設置するサーバのデータをもとに、総合支援資金の償還率について、貸付年次ごとの集計を可能とした。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 地域における民生委員・児童委員活動の推進

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）において、生活困窮者への支援や子どもの犯罪被害の防止など今日的に重要な課題への対応に向けて、「90周年活動強化方策」を推進し、民児協の各ブロック会議での共通協議題とするなど、全国的な取り組み促進を図った。
- 平成29年度に民生委員制度創設100周年を迎えることから、全民児連において「100周年記念事業企画推進委員会」を設置し、①100周年記念大会の開催、②全国一斉モニター調査の実施、③これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討、④100周年通史の作成、⑤重層的な広報活動の5本柱の基本事業を中心に検討、準備を進めた。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進

- 民生委員・児童委員の在任期間が短縮化傾向にある一方、委員に寄せられる期待は大きく、それに応える力量を獲得するためにも研修の重要性が増している。このため、全民児連では、地域での研修の充実に向け、とくに単位民児協会長向けに、民児協運営の基礎知識や各地での工夫事例などをまとめた「単位民児協運営の手引き」を発行した。
- また、民生委員・児童委員の負担軽減に向けた取り組みを進め、全民児連において前年度に実施した市区町村民児協への調査結果の集計をもとに、民生委員の活動環境に関する現状と課題の分析作業を進めた。この結果をも踏まえつつ、100周年記念事業の一環としてのこれからの民生委員・児童委員制度や活動の方向性の検討を行うとともに、具体的な改善提案も進めていくこととした。
- さらには、民生委員の「なり手不足問題」への対応のため、各地の民児協において、新たな委員候補者に民生委員制度やその活動、民児協組織を適切に説明するためのパ

ンフレットを作成した。

- 制度創設2年目の「民生委員・児童委員活動保険」は、520件の事故報告が寄せられ、順次、保険金の支払いを行った。

＜参考＞平成27年度「民生委員・児童委員活動保険」事故受付状況【速報値】

①委員本人の死傷 497件	②委員本人への加害行為等 0件
③対人賠償 0件	④対物賠償 10件

4. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

- 「新地域支援構想会議」と連携し、新たな地域支援事業（総合事業）の実施状況、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置について、実態や課題の把握を進めた。また、「住民主体の生活支援サービスマニュアル」（全7巻）の作成に取り組み、第1巻～第4巻および第6巻を刊行、生活支援コーディネーター等の基礎テキストとして普及を行った。
- 新たな地域支援事業（総合事業）における要支援者等への効果的な支援方策を検討するため、厚労省より国庫補助（老人保健健康増進等事業）を得て、3か所をモデル地域に指定し、「要支援者等への支援における専門的援助と住民主体の福祉活動の協働に関する調査研究事業」を実施、報告書を取りまとめた。
- 市区町村社協介護サービス経営幹事会を中心に、これからの社協の在宅福祉サービスのあり方や経営方策、新たな地域支援事業（総合事業）への取り組み方針について検討を行い、課題を整理した提言「新しい総合事業への社協の取り組み～住民主体の地域包括ケアシステムの推進にむけて」を取りまとめた。また、各社協が具体的な経営改善をすすめるためのツールとして経営診断事業の見直しを行い、「社協・介護サービス事業経営の手引き」を作成した。

5. ボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

- 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策2015」を取りまとめ、都道府県・指定都市社協を通じて市区町村社協に配付する等、その周知を図り、これからの社協VCの取り組みの全国的な共有化を図った。また、強化方策の具体化に向け、

社協 VC の現状把握と社協や行政の取り組み課題などの整理を図るため、厚労省の国庫補助（社会福祉推進事業）を得て、「ボランティア・市民活動支援に関する調査研究事業」を実施し、その結果をもとに、今後の活動強化に向けた提言を報告書「活動支援の強化に向けて～ボランティア・市民活動支援組織の現状とこれから～」をとりまとめた。

- 「社会的包摂に向けた福祉教育のあり方研究報告書」（平成 26 年度作成）において提示した、社会的孤立、社会的排除などの深刻な地域課題の解決に向けた福祉教育プログラムについて、モデル事業を全国 7 か所で実施し、その取り組みを報告会等で紹介することで、全国的な実践の普及・促進を図った。
- 全国的なボランティア・市民活動関係者の交流・情報交換・相互研鑽と、開催地のボランティア・市民活動の基盤強化を目的に、平成 27 年 11 月に福島県郡山市において「第 24 回全国ボランティアフェスティバルふくしま」を開催し、全国から約 2,400 名の参加を得た。また、今後のボランティアフェスティバルの持ち方について検討を進めた。

6. 福祉分野における防災・災害救援活動の強化

- 平成 27 年関東・東北豪雨（台風 18 号）については、甚大な被害のあった宮城県、栃木県、茨城県の被災地災害ボランティアセンターに対して、立ち上げ・運営等支援のために職員を派遣するとともに、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援 P）等との連携により災害ボランティアセンター運営支援者（アドバイザー）派遣等に係る調整を行った。
- 「平成 27 年関東・東北豪雨災害」、「口永良部島 新岳噴火」への被災地福祉関係者の活動支援を目的に、本会「大規模災害支援活動基金」により宮城県・茨城県の両県社協に対して計 570 万円の助成を行った。また、地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」より 4 県社協に合計 150 万円の活動費助成を実施した。
- こうした大規模な自然災害が頻発するなか、災害ボランティアセンターの社協設置が社会的に認知され、行政や民間支援団体からの期待も高くなっており、発災時の都道府県社協、ブロック社協における被災地支援の役割が一層重要になっている。このため、都道府県社協との連携による「災害ボランティアセンター運営者研修」の開催

や、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）との連携のもと、災害時のIT支援について検討を行うなど、支援に関わる人材育成を進め、発災時の都道府県社協における災害ボランティアセンターへの支援体制の強化を図った。

- 厚労省より国庫補助（社会福祉推進事業）を得て、「ボランティア・市民活動支援に関する調査研究事業」を実施し、運営支援者に期待される役割や県域支援のあり方と支援充実のための循環モデルなどについて提起した報告書「災害ボランティアセンターの支援体制の強化に向けて」をとりまとめた。

7. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 社会福祉法改正に伴うガバナンスの強化や、現行のモデル定款の検証など社協の事業・組織運営上の課題整理や今後の対応等について、地域福祉推進委員会等で検討を行った。また、制度改正の内容や社協の取り組み課題について「ノーマ社協情報」において周知を図るとともに、「社協・生活支援強化方針」推進プロジェクト委員会、「第2回社協全国会議」等において協議を行い、情報の共有化を図った。
- 「社協・生活支援活動強化方針」の全国的な推進を図るため、「社協・生活支援活動強化方針推進プロジェクト委員会」を開催し、生活困窮者自立支援事業の全国的な実施状況の共有化を図るとともに、強化方針の具体化に向けて積極的に事業展開を図る社協へのヒアリング調査を実施した。また、重点事業を中心に近年の事業・組織運営の成果や課題を分析し、今後の社協の事業・組織運営のあり方を検討するうえでの課題整理を行った。

II. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉法人・福祉施設の経営にかかる基本課題の検討、あり方提示および関係諸制度改革への対応

(1) 社会福祉法人制度改革に向けた対応

- 社会福祉法人制度改革に向けた一連の動きに対して、国会での意見陳述や、厚生労働省担当課との意見交換等を通じて社会福祉法人経営者等の立場からの提言、提案を

重ねてきた。平成 27 年 7 月には「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の国会審議に際し、衆議院厚生労働委員会に全国社会福祉法人経営者協議会（以下、全国経営協）磯 彰格 会長が参考人として出席し、改正法案については前向きに捉え、これを生かしていくことで社会福祉法人の存在意義を示していく旨の発言を行った。また、法案の早期成立をめざし、施設種別協議会の連携による陳情行動を展開、100 名を超える国会議員等への働きかけを行った。

- また、社会福祉法人への課税回避とともに、児童福祉施設を経営する法人の多くが小規模であることを鑑みた社会福祉法人制度改革となるよう、全社協児童福祉施設 5 種別協議会と保育三団体協議会の連名で、政府へ要望活動を行った。これらの取り組みを進めるにあたっては、施設種別協議会が共通の理解に立つことが重要であるため、社会福祉施設協議会連絡会会長会議等において継続的に意見交換等を重ね、種別協議会横断での対応を図った。
- すべての社会福祉法人が制度改革の趣旨や背景を理解し、適切に対応していく必要があることから、平成 27 年 10 月から 11 月にかけて、全国 5 会場にて社会福祉施設協議会連絡会の主催による「社会福祉法人経営セミナー」を開催、1,894 名（1,411 法人）の参加者を得た。また、全国経営協では、12 月から 3 月にかけて、45 都道府県経営協において「制度対応セミナー」を開催し、経営協への未加入法人を含む 5,185 法人から 8,824 名の参加者を得た。
- 社会福祉法人による「地域における公益的な活動」の促進については、全社協福祉ビジョン 2011「第 2 次行動方針」に「地域での公益活動の展開強化」を示し、推進を図った。また、多くの法人がすでに公益的な活動を進めてきていることから、その「見せる化」や情報発信を働きかけてきた。さらに、社会福祉法人・福祉施設と社協が連携・協働し地域公益活動を推進していくための取り組み方針をとりまとめ周知するとともに、会議、セミナーなどにおいて先行の取り組み事例を紹介し、促進を図った。
- 財務諸表等の情報開示については、全国経営協ホームページにおいて、財務諸表や現況報告書にとどまらない会員法人の情報公開を進め、平成 27 年度末時点で 6,421 法人（会員法人の 89.3%）が公開した。また、全国経営協において、社会福祉法人に対するポジティブな評判の形成に向け、広報戦略の策定に向けた取り組みを進めた。

(2) 福祉人材の確保・育成と処遇の向上に向けた取り組み

- 離職介護福祉士等の届出制度の円滑な施行に向けて、都道府県福祉人材センターにおける業務の基盤システムの開発等にかかる財源確保が必要であることから、国に対して予算要望するとともに、実際に業務を担当する都道府県社協・福祉人材センターにおいても、必要な財源が確保されるよう都道府県当局と連携を密にするよう要請した。また、福祉人材センター基幹職員会議（9月）において、社会福祉法改正案に規定されている離職介護福祉士等届出制度を中心とした福祉人材確保施策の動向、これまでの福祉人材センター運営における諸論点の理解について共通認識を得たうえで、届出制度の対応方策について協議を行った。
- 一億総活躍社会の実現に向け、社会福祉法人が積極的な役割を果たすためにも人材確保が急務であり、職員処遇の改善のために特段の措置を講ずるべき旨の意見書を一億総活躍社会担当大臣、厚生労働省に提出し、その実現に向けた働きかけを進めた。
- 「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」の推進に向けて、政策委員会に設置した福祉人材確保・定着取組方策検討委員会等において協議を行い、「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」を策定した。
- 平成27年度補正予算において予算化された介護や保育人材確保のための貸付制度について情報収集、厚労省との折衝を行うとともに、都道府県・指定都市社協に対し緊急アンケート調査を実施するなど、制度への対応に向けた都道府県・指定都市社協への支援を行った。

2. 次世代育成支援施策、児童福祉制度拡充への取り組み

- 子ども・子育て支援新制度施行後の課題等について、全国保育協議会にて課題整理を進め、保育三団体（日本保育協会、全国私立保育園連盟、全保協）と連携しながら重点項目を整理し、厚労大臣ならびに、内閣府少子化対策担当大臣へ意見提出した。
- 子ども・家庭福祉のための推進基盤（プラットフォーム）形成に向けて、子ども・子育て支援にかかる活動を、各社会福祉法人等が地域住民と施設の専門職が連携し取り組み、普及・定着を図ることを目的として、「子どもの育ちを支える新たなプラットフォームづくり研修会」を開催した（7月、111名参加）。また、保育所・認定こども園等で勤務する保育士等に向けた、児童虐待の予防・早期発見と子どもと保護者支援のためのガイドブックを作成すべく、作成検討委員会を設置し、事例研究等を中心に

取り組みを進めた。

- 児童福祉関係者が行う『子どもの貧困』への支援の取り組み推進と、実施上の課題共有をはかるため、各児童福祉関係種別協議会と連携し「子ども・子育て全国フォーラム」を開催（12月、271名）した。
- 平成27年度補正予算において予算化された児童養護施設退所者等に対する自立支援、ひとり親家庭の親の自立支援のための貸付制度について、情報収集、厚労省との折衝を行うとともに、都道府県・指定都市社協に対し緊急アンケート調査を実施するなど、制度への対応に向けた都道府県・指定都市社協への支援を行った。

3. 障害保健福祉施策の拡充への取り組み

- 障害者差別解消法の平成28年4月施行に向けて、国・地方自治体のための対応要領・対応指針、民間事業者向けのガイドライン等が平成27年11月に策定され、生活・労働等のあらゆる場面において、障害者の権利擁護、共生社会の実現のための環境整備等が一層進められることとなった。こうした状況を踏まえ、地域社会における障害者の権利擁護にかかる啓発活動について、種別協議会等と協働し、大会・研修会やメールマガジン等において啓発活動を進めた。また、障害者差別解消法施行関係パンフレット「だれもが幸せになる社会とは」を作成し、関係者に広く配布するとともに、本会ホームページに掲載して広く理解促進を図った。
- 障害者総合支援法の関係サービスを利用する障害者やその家族等への適切な情報提供を行うため、「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」（平成27年4月版）を刊行した。また、障害福祉サービス等が円滑に提供されるよう、種別協議会等と協働し、必要な意見を社会保障審議会障害者部会に提出するなど、サービス利用者、サービス提供事業者の支援に取り組んだ。とくに、施行後3年を目途に行うとされていた障害福祉サービスのあり方、障害支援区分と支給決定のあり方等に関する見直しについて、関係団体と連携して厚労省等への働きかけを行い、利用者や事業者等から一定の評価が得られるとりまとめがなされた。
- 優先調達推進法を踏まえた官公庁の発注実績および都道府県の共同受注体制の取り組み状況に関する調査を行い、同法の一層の活用に向けて現状および課題の検証を進めた。さらに、障害者就労支援関係団体と協力してポスターやパンフレット等の啓発用ツールの作成を進め、次年度に実施予定の「全国キャンペーン活動」につないだ。

あわせて、障害者就労支援事業所等の工賃向上に資する共同受注の推進と民需の拡充施策の構築をめざし、種別協議会と連携して共同受注窓口関係者による全国関係会議や関連調査等を進めた。

- 生活困窮者自立支援法の施行にあたって期待される救護施設等厚生事業関係施設の機能の充実と、支援にあたっての関係施設間の連携の一層の推進を図るため、関係する団体連絡協議会と連携して今後の方針の策定を進めた。また、関係施設・事業所において生活困窮者等のための中間的就労への取り組みが進むよう、関係種別協議会等の各種大会、総会、研修会等で働きかけた。

4. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組み

- 改正介護保険制度がめざす、住民主体による介護予防や生活支援サービス事業等の充実、及びその体制整備等に向けて、「新地域支援構想会議」と連携して対策を検討し、今後の展開に向けた課題を整理するとともに、全国的な周知と活動の充実を図った。
- 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会では、第6期介護保険事業計画における地域包括支援センターの組織・機能強化の全国的な現状を把握するための調査を実施し、課題の整理や提起に向けたとりまとめを行った。
- また、「高齢者の生活を支えるネットワークセミナー」の企画・開催に際して、企画会議を開催し、市民主体の高齢者の生活支援の取り組みについて、関係者の連携・協働の促進の観点から手法の検討を行ない、「市民がつむぐ高齢社会 ～集う・学ぶ・生み出す“場”から“みんなにやさしい”地域づくり」をテーマに開催（2月、参加者49名）した。

5. 地域福祉施策の再編成への対応

- 「都道府県・指定都市社協地域福祉担当部課長会議」、「社協活動全国会議」等を開催し、生活困窮者自立支援制度や新たな地域支援事業（総合事業）に対する社協の取り組みの方向性などの協議・共有化を図った。また、「社会福祉施設と社協と協働する地域公益活動への取り組み」について、ノーマ社協情報に掲載して一層の周知を図るとともに、「社協と福祉施設の協働による地域公益活動の推進に向けた事例集」の作成に向けて、新たな取り組み事例の把握を行った。

6. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- 政策委員会において、社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持、社会福祉制度拡充のための国・地方の財源確保、地域の生活困窮者自立支援における総合相談・生活支援体制の強化を柱とした「平成 28 年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書」をとりまとめ、平成 27 年 6 月に厚労大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、11 月に地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟に提出するとともに、同じく 11 月には自由民主党の予算・税制等に関する政策懇談会において提出し、意見を述べた。また、「社会福祉法人制度及び予算、税制に関する要望書」を自由民主党・社会福祉推進議員連盟総会（7 月）に提出、「平成 28 年度税制改正に関する要望書」を自由民主党に提出（11 月）した。こうした取り組みにより、平成 28 年度税制改正大綱において、公益法人等課税は、関連制度の見直しにより実効的な対応となるかどうか動向を注視するとし、引き続き検討とされた。
- また、平成 28 年 2 月の自由民主党・社会福祉推進議員連盟総会において、社会福祉法等の一部を改正する法律案の成立、福祉人材確保・育成・定着等の対策強化について意見を述べた。

7. 「全社協福祉懇談会」の開催

- 社会福祉法人制度改革をはじめ福祉の本質が改めて問われているなか、福祉関係者が一堂に会し、互いの認識を共有化し、力を結集し行動する契機とすることを目的に、10 月 22 日に全社協灘尾ホールにおいて「全社協福祉懇談会」を開催した。懇談会は、「日本の福祉向上に責任を果たすために」をテーマとして、厚労大臣をはじめ国会議員（34 名）、厚労省関係部局長等（24 名）、学識者・マスコミ関係者（5 名）の来賓に臨席いただき、関係福祉団体の役員等 239 名の参加（計 302 名）のもと、地域福祉推進委員会、社会福祉施設協議会連絡会、全民児連、日本社会福祉士会による決意表明を行うとともに、種別協議会、連絡協議会、政策委員会等の決意表明文が提出され、関係団体間で認識を共有し、日本の福祉向上のため連携を強化し、行動していくことが確認された。

Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、第三者評価事業及び、苦情解決制度等を活用した社会福祉法人、福祉施設・事業所での福祉サービスの質の改善、向上の取り組みについて協議した。
- 第三者評価事業については、評価基準の改定・策定と評価手法の標準化、評価調査者の資質向上等の第三者評価の受審促進に向けた取り組みについて検討を進めた。
- 苦情相談体制・研修部会を設置・開催し、運営適正化委員会事業及び、福祉施設・事業所での苦情対応の課題等について検討を進めた。苦情解決事業については、新たに「苦情相談体制・研修部会」を設置・開催し、運営適正化委員会事業及び、福祉施設・事業所での苦情対応の課題等について検討を進めた。
- 都道府県運営適正化委員会の支援については、運営適正化委員会事業研究協議会を開催し、苦情・相談の傾向等を踏まえながら、各都道府県運営適正化委員会の現状と課題、福祉施設・事業所における苦情相談体制の整備や質の向上に向けた支援等の方策について協議した。

2. 権利擁護・日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

(1) 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

- 「地域福祉権利擁護に関する検討委員会」を開催し、日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する社協の取り組みや、地域福祉における権利擁護の手法、制度施策に関する協議・意見交換を行った。
- 「社会福祉法人等関係組織が共に取り組む地域の権利擁護・虐待防止」をテーマに、第11回目となる「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催（参加者191名）し、相談・支援にあたる社協・施設・行政等の専門職等の参加のもと、社会福祉関係者に求められる役割・支援のあり方や分野・職種を越えた連携・協働について、情報と理解を共有した。また、権利擁護・虐待防止の1年間の動向や課題、関係資料等を記載した「権利擁護・虐待防止2016」を刊行した。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- 生活困窮者自立支援事業予算体系への組み替えにより、事業費補助方式へと補助金算定方法が変更されたため、その影響を把握するとともに、都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業担当部・課・所長会議を開催（参加者 76 名）し、今後のあり方等についての意見交換を行い、次年度の予算確保に向けて国との協議を進めた。
- 日常生活自立支援事業の平成 26 年度末の利用者数は、25 年度末に比して約 3,000 人増加して 4 万 6,678 人となった。本事業の利用者は毎年増加しており、全国的な福祉サービス利用支援の推進に不可欠なものとなっている。

<参考>日常生活自立支援事業の実施状況（平成 26 年度の実績）

- ・ 契約件数（平成 26 年度末時点）：46,678 件（前年同月比 7.0%増）
- ・ 問合せ・相談件数（平成 26 年度）：1,577,103 件（前年度比 7.1%増）
- ・ 新規契約件数（平成 26 年度）：12,349 件（同 7.3%増）
- ・ 基幹的社協数：1,100 か所（同 93 か所増）
- ・ 専門員数：2,290 人（同 302 人増）
- ・ 生活支援員数：15,050 人（同 905 人増）

- 専門員に必要な知識および技術に関する新任及び中堅専門員向け研修を開催した。あわせて、各地で自主的にケース検討会を実施していくためのノウハウの伝達等を目的に、地方ケースカンファレンスを全国 2 か所（北海道、滋賀県）で開催した。
- マニュアルの頒布等を通じて日常生活自立支援事業の普及・促進に努めるとともに、権利擁護センターの設置等、社協の行う法人後見や市民後見人養成の取り組みなどの状況把握を行った。また、成年後見に関する取り組み状況調査結果から、平成 27 年度には 359 社協で法人後見の受任体制があることが把握できた。

(3) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 子ども・家庭福祉のための推進基盤（プラットフォーム）形成に向けた取り組みにおいて、保育士等に向けた、児童虐待の予防・早期発見と子どもと保護者支援のためのガイドブックの作成に向けた取り組みを進めた。（再掲）
- また、ファミリーソーシャルワーク研修会を開催（参加者 391）し、児童福祉施設における家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等の役割の明確化や、施設における他職種との連携強化について研修し、課題を抱える子育て家庭への支援、家族関係の再構築や里親支援を担う人材の養成を図った。

(4) 障害者の権利擁護と虐待防止の推進

- 障害者の権利擁護については、障害者権利条約を踏まえた障害者差別解消法の施行に向けて、とくに「差別の禁止」や「合理的配慮」に関して障害者の権利擁護等の推進を図るため、関係種別協議会等と連携して必要な意見提出を行った。また、障害者差別解消法施行関係パンフレット「だれもが幸せになる社会とは」の作成・配布等により、障害者権利条約の理解の促進、地域社会における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を進めた。(一部再掲)
- 障害者虐待防止法の施行に対応して改訂した「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト) Ver.3」の普及を図った。また、「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」の普及により福祉施設等における障害者の虐待防止を推進した。
- 全国厚生事業団体連絡協議会が作成した暴力被害者の支援ツール(「あなたの歩み」、「同ガイドブック」)の普及を図るとともに、同ツールを活用した研修会を継続して開催した。

IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 新たな福祉人材確保施策への対応

- 新たに福祉人材センター所長会議(4月)を開催し、国が昨年来検討している、福祉人材に関する「総合的な確保方策」についての情報提供と、各都道府県が国に提出した「地域医療介護総合確保基金」を充てて実施する事業に関する情報交換を行った。また、福祉人材センター全国連絡会議(9月)を厚生労働省と共催し、地域医療介護総合確保基金の活用状況、活用事例を情報提供した。
- 平成27年度補正予算に盛り込まれた修学資金貸付事業の拡充、再就職準備金貸付事業等、都道府県福祉人材センターにおいて対応が期待される事業の円滑な施行のため、具体的な業務の流れや事務費等について厚生労働省と協議を重ねた。

2. 福祉人材センターの機能強化

- 福祉人材センターにおけるマッチング機能の強化に向けて、マッチング機能強化研修会等において情報提供を行うとともに、各ブロックにおいて「求人・求職マッチン

グ活動等に関する実践研究会議」を開催し、効果的なマッチング方法や、キャリア支援専門員等のスキルアップに向けた取り組みを進めた。また、マニュアル「キャリア支援専門員必携－きめ細やかな求人・求職マッチング活動の極意」を改訂した。

- 福祉人材情報システム(COOLシステム)の求職者マイページの普及促進に向けて、各研修会等で情報提供を行うとともに、基幹職員会議において具体的な使用例、操作方法等について周知を図った。平成 27 年度末の求職者マイページ登録者数は 13,224 名（前年度比 3,448 名増）となった。
- また、離職介護福祉士等の届出制度の導入に向けて、新システムの開発及びそれに伴う COOL システムの大規模改修を実施するため、「福祉人材システム運営委員会」および「同作業部会」を設置し、届出制度導入後の業務フローとシステムの開発内容について協議を行った。
- 潜在有資格者等の就業支援に関しては、福祉施設退職者を対象とした再就業支援に向けた取り組みを継続して行うとともに、保育士・保育所支援センター実施福祉人材センター連絡会議を開催（12 月）し、保育施策についての理解、効果的な事業運営についての情報交換を行った。
- 「中高年齢者層の介護分野への就業促進に向けた調査研究事業」（社会福祉振興・試験センター助成事業）を実施し、報告書を取りまとめるとともに、同報告書を踏まえ「介護老人福祉施設における中高年齢層の活用促進に向けた手引」を作成し、関係各所に配布した

<参考>福祉人材センターにおける求人・求職状況【平成 27 年度速報値】

・新規求人数	30 万 3,940 人	(前年度比 1 万 1,735 人増)
・新規求職者数	6 万 5,090 人	(同 5,522 人減)
・有効求人数 (月平均)	7 万 3,502 人	(同 3,650 人増)
・有効求職者数 (月平均)	1 万 9,013 人	(同 1,679 人減)
・紹介人数	1 万 3,012 人	(同 2,611 人減)
・採用人数	9,080 人	(同 527 人減)

3. 中央福祉学院研修事業の充実、都道府県・指定都市社協（研修実施機関）の支援

(1) 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の推進

- 指導者養成研修とフォローアップ研修の実施により、491 名（40 都道府県・9 指定都市）の講師養成を行った。また、セカンド研修の実施により、指導者養成研修修了者のスキルアップ支援を行った。

(2) 介護福祉士実務者研修課程の創設準備

- 平成 28 年度開設に向けた準備を進め、岩手県、福島県、埼玉県、神奈川県、長野県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、川崎市、大阪市による 11 県・市社協での実施が決定した。また、平成 27 年 10 月 1 日より受講募集を行い、平成 28 年 3 月末日時点で 416 名の受講が決定した。
- 全国均質な教育内容を提供するため、「指導の手引」の作成を進めるとともに、指導講師を養成する講習会の開催、テキストの発刊準備を進めた。

(3) 社会福祉士養成課程通信課程の実施

- 本年度が第 2 期となる短期養成課程は、553 名の受講者（前年度 319 名）を得て、全国 3 会場（28 クラス）で面接授業を実施した（修了者 526 名）。
- また、本課程修了者の合格率の向上に向けて、各会場において試験対策講座を開催するとともに、試験対策メールニュースの発行、問題集の提供、模擬試験の実施など、国家試験対策の充実を図り、短期養成課程修了者の合格率は 29.5%となった。

(4) 中央福祉学院研修事業実施状況

- 受託研修事業（5 課程 7 コース）、独自研修（12 課程 17 コース）を実施し、あわせて約 1 万人の福祉関係者が受講し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。

4. 社協職員の養成・研修の推進

- 「社協活動実践研修」や「地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター）・リーダー研修」、の開催により、社協活動の実践の中核を担う基幹職員に必要な知識や手法を習得するための研修を実施するとともに、新任職員研修、管理職員研修、新任事務局長マネジメント研修による階層別の研修を実施し、社協職員の質の向上に向けた取り組みを進めた。

V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

1. 国際交流・支援活動の実施体制の強化

- 国際社会福祉基金委員会を 2 回開催し、本会が実施する国際交流・支援の事業に関して理解や関心を高め、参加者（協力者）を増やすために、国際社会福祉基金委員会

のもとで実施していた事業と全社協国際部事業とを国際交流・支援事業として整理し、今後、国際社会福祉基金委員会を基軸に進めていくこととした。また、同委員会の体制の強化・財源の拡大を図るため、会員制度の導入と、アジア・フレンドシップ・ファンドを国際社会福祉基金と統合することを決定した。

2. アジア社会福祉支援事業の実施

(1) アジア社会福祉従事者研修の実施

- 第 32 期「アジア社会福祉従事者研修」では、5 か国の 5 名の研修生が約 11 か月の研修を修了した。これにより事業開始から第 32 期までの修了生は、8 か国の 152 名となった。日本語教育や施設研修等を通して、日本の社会福祉の実情や知識・技術等を学ぶとともに、アジア各国の研修生と日本の社会福祉関係者との関係性が深まり、人的、組織的な関係構築に資するものとなった。

(2) アジア「修了生支援事業」の実施

- 本年度の修了生助成事業は、支援会費と助成団体からの助成金を財源として、5 か国 13 事業に対し総額 300 万円の助成を実施した。修了生フォローアップ事業については、台湾とマレーシアより 2 名を招聘して福祉施設における研修を行った。また、こうした事業の実施状況や修了生の母国での活動状況等の報告のため、広報誌「きぼう」を 4 回、アジア研修「修了生支援活動」通信を 1 回発行した。

(3) スタディ・ツアーの実施

- スタディ・ツアーを 2 回（台湾 11 月、フィリピン 3 月）実施し、修了生が勤務する機関（施設）、フィリピン台風被災地で支援活動をしている組織（フィリピン台風福祉支援募金による助成先）を訪問した。

3. フィリピン台風福祉支援活動の実施

- 平成 25 年に発生したフィリピン中部を襲った台風 30 号の被災者支援に向けて、フィリピン国内および日本の民間福祉団体等が行う生活支援、復興支援活動に対する助成を行うべく、「フィリピン台風福祉支援委員会」を開催し、平成 27 年度の助成先について、7 団体に対し総額 2,153 万円の助成を決定、送金した。

4. ネパール地震災害福祉活動支援募金の実施

- 平成 27 年 4 月 25 日に発生したネパールで地震の被災地で福祉活動を行う民間団体

等の支援を目的として中央共同募金会との共同で「ネパール地震災害福祉活動支援募金」を実施し、活動支援金を募った。福祉関係者への幅広い周知と理解促進を図り、3,376件、約4,637万円の募金を得た。中央共同募金会の助成審査委員会で6団体に3,590万円を配分することを決定し、復興支援を行った。

5. 国際社会福祉に関する広報・連絡・調整

- 12月に台湾で開催された「第20回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」に日本から14名が参加し、セミナーや施設訪問を通して韓国・台湾の関係者との交流を深めた。また、海外・国内の関係団体からの要請に応え、計5団体の視察プログラムのコーディネート等を実施した。

VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実、強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者および市民に対する情報提供を目的に、「全社協 ActionReport (アクションレポート)」を月2回・計24回発行し、社会福祉の課題や本会事業の活動状況等について広く発信した。
- 本会および関係団体の広報、市民に対する社会福祉の実践紹介および情報提供を目的とした「全社協ホームページ」の運用については、月2回の定期更新に加え、災害対応に関する緊急情報の掲載等を行うとともに、年度後半からは本会が実施する「一般競争入札」情報の掲載も開始した。本年度は、とくに「生活福祉資金について」、「障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット」、「社会福祉協議会とは」に対するアクセスが多く、月間平均アクセス件数は26.9万件、前年度比で7.5万件的増となるなど、広く国民・利用者への広報ツールとして大きな役割を果たしている。
- また、動画「地域で人と人をつなぐ福祉～支え、見守る社協活動2016」を制作し、社会福祉の課題や関係者の取り組みをわかりやすく紹介するとともに、全社協マスコミ懇談会の開催（計3回）、社会福祉トップセミナーの開催（12月・参加者222名）などを通じて、広く国民に向けた情報発信を行った。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実、販売強化

- 月刊4雑誌において、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援新制度の施行、社会福祉法改正等の最新動向について特集や連載企画として取り上げ、企画内容の充

実を図った。「社会福祉学習双書」等の各種テキストについても、新制度や制度改革の動向を踏まえた改訂を行った。また、平成 28 年度に新たに創設される「介護福祉士実務者研修課程」のテキストを作成し、「介護福祉士資格取得のための実務者研修テキスト」として全 6 巻を刊行した。全社協各部所の取り組みの成果を踏まえた各種図書の発行については、各部所との連携により、新刊図書 55 点（前年度 44 点）、重版図書 8 点（前年度 15 点）を刊行した。

- 月刊 4 誌、刊行図書の販売促進と広報・宣伝の強化に向けて、中央福祉学院、種別協議会等の研修会・大会等において、継続的な PR 活動に取り組むとともに、「保育の友」においては、定期購読者に対する特典として特製カレンダーを作成し、進呈した。また、各養成校における教科書採用拡大に重点的に取り組み、関係団体への訪問等を通じて働きかけを行い、宣伝普及を図った。

Ⅶ. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、「『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策」、「『福祉ビジョン 2011』第 2 次行動指針」にもとづく事業・活動の展開を促進するとともに、取組状況や経営課題等について把握・分析し、課題等を提起した。また、社会福祉法人制度改革を踏まえた都道府県・指定都市社協の経営課題の検討・提起を進めることを確認した。
- 指定都市社協については、「地域福祉活動・事業を基盤とする指定都市社協の今後の事業展開」(指定都市分科会報告)にもとづく事業・活動の実施を働きかけるとともに、取組状況や経営課題に関する調査を実施し、情報共有を図った。また、顕在化する大都市部の福祉課題・生活課題について、指定都市等の大都市の社協の今後の事業展開を協議するため、「大都市の福祉問題への取り組みを考える社協セミナー」を開催した。

2. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力しつつ、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うと

ともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保を図った。

また、新霞が関ビルの BCP 対応機能の強化に向けて、非常用発電機の増強、断水・下水道不通対策、エレベーターの耐震機能の強化を内容とした設備更新工事（総額約 19 億円、本会負担額約 12 億円）について、オーナー各社による連携のもと、適切な施工管理を行うとともに、浸水対策等、ビルの B C P 対応機能の強化に向けて、継続して検討を進めた。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を基本として施設利用の促進、宿泊施設を含む稼働率の確保を図った。
- また、今後の施設・設備の改修・更新を計画的に実施すべく、主要設備の稼働状況等を踏まえ、中長期修繕計画の再検証を行った。その結果、空調設備を中心に、早期更新の必要性が確認され、平成 27 年 12 月から 28 年 5 月末までを工期とする更新工事（総工費約 3.8 億円）を実施すべく、業者選定、基本設計・施工計画の策定に着手した。

(3) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 基金の安定的な制度運営のために、掛金の収納、給付金の支給等の処理を的確に進めるとともに、毎月「基金ニュース」を発行して、事務処理のスケジュールや資産運用状況について、全加入団体に対する情報提供を進めた。また、本基金の将来に渡る安定運営、世代間の公平な給付の実現を図るべく、掛金率・給付率の変動抑制等を目的とする財政運用ルールの見直しを行い、平成 28 年度から新たな財政運用ルールに基づき、本基金を運営することとした。
- また、平成 27 年度は、同 24 年度に実施した 4.3%の給付率削減を回復させた。さらには、安定的な資産運用のための方針・態勢を整備するとともに、年金コンサルタントの協力を得て、四半期毎の運用報告会において資産運用委託先の投資行動、運用成績および将来見通しを確認、把握するなど、適切な基金運営・資産運用を進めた。平成 28 年 2 月末時点において、要支給額 1,087.5 億円に対し、積立総額は 1,274.2 億円（確定値）であり、充足率は 117.2%であった。

(4) 本会情報システムの管理体制強化

- 個人情報等の漏えい等への対策を強化すべく、各部所における業務システムを含め、本会情報システムにおけるセキュリティ対策を点検し、「情報システム管理運用規程」ならびに手引きやガイドブックの理解促進等、セキュリティ確保の徹底を図った。

- また、マイナンバー制度の施行に伴い、特定個人情報等の取り扱いルールを定め、マイナンバーを管理する情報システムの運用体制等にかかる整備を図った。
- 業務システム(情報システム)の開発に際しては、IT コンサルタントの関与のもと、円滑な開発業務の遂行に向けて、必要な支援を行った。

(5) 大規模災害等に備えた本会としての態勢整備と被災地支援

- 本会「業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、職員参集計画に定める参集対象者による初動訓練の実施、優先業務遂行計画等の具体的対応手順の検討を行い、緊急時の対応に必要な体制や環境の整備を進めた。
- 「平成 27 年関東・東北豪雨災害」への被災地支援活動に関して、本会「大規模災害支援活動基金」により宮城県・茨城県の両県社協に対して計 570 万円の助成を行った。(再掲)

3. 適正な業務執行体制の確立

- 現行の中期経営計画の進捗・成果を総括し、中長期的な視点に立った組織の基盤となる財政構造および事務局体制に関するこれまでの検討を踏まえ、次期中期経営計画の立案に向けて、重点事業 3 か年計画、事務局体制のあり方、適切な資金計画・運用と財政基盤の安定化に向けた検討を進めた。
- 事業や予算の執行状況に関する定期的な確認とともに、業務執行の一層の適正化に向けて、内部監査、監事監査ならびに外部監査との連携を図り、内部統制機能の強化に取り組んだ。
- 引き続き、監査法人による会計監査を依頼し、実施にあたっては、内部監査による調査結果の活用による効率的な監査計画の立案について監査法人と協議を行うとともに、監事監査との連携強化を図った。また、外部監査の実施に際して、平成 29 年度から導入が想定される会計監査人による監査を視野に入れた検討を進めた。

VIII. 東日本大震災被災地福祉関係者の支援

- 東日本大震災被災地については、復興住宅等の設置など復興状況に格差が生じており、生活支援相談員の配置の継続などを中心に、被災地や状況把握を引き続き行い、情報共有を図るとともに、生活支援相談員の配置継続の予算要望を行った。また、被災 3 県会議を実施し、被災地社協の情報共有を図るとともに、生活支援相談員ならば

に生活相談支援相談員を支える立場にある社協の管理職員を対象とする連絡会を開催し、被災地における社協活動のあり方を協議するとともに、情報交換を行った。

- 発災から5年目を迎え、復興住宅の建設が進むなか、被災者の生活環境は多様化し、結果的に民生委員の負担を高めることともなっていることから、平成27年12月に、被災地民児協の支援会議を仙台市で開催、復興住宅の入居をめぐる住民の生活課題への対応、また次年度の一斉改選をめぐる課題等について協議を行った。
- 全国経営協では、福島県相双地域に所在する法人への介護職員の応援について、福島県経営協等からの要請に基づき「第2次」の事業として27年度に限り会員法人の協力のもとで行い、37会員法人からのべ46名の協力を得た。
- 全国保育士会では、被災地支援事業（スカンポ募金）を実施し、災地における子育て支援の取り組みへの助成、被災地保育士のリフレッシュ研修会助成等、被災3県の保育士支援を実施した。